

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成26年6月4日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530095

研究課題名 (和文) 情報化社会における消費者法制についての比較法的研究

研究課題名 (英文) Comparative Consumer Law in the Information Society

研究代表者

川和 功子 (KAWAWA, Noriko)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70295731

交付決定額 (研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000 円、(間接経費) 1,020,000 円

研究成果の概要 (和文)：情報化社会の中で、消費者と事業者間の情報、交渉力の差に鑑み、契約締結過程(錯誤、詐欺、強迫等)に関わる法律、契約条項に関わる法律、電子商取引に関わる法などはどのようにあるべきかについて、消費者、あるいは取引的地位の格差が存在する当事者間に関わる法制度につき比較法的観点から考察することを目的とする。

研究成果の概要 (英文)：With the advancement of technology and globalization, vast changes in the nature and characteristics of goods, services and business transaction modes have greatly furthered the imbalance in the quantity and quality of available information and bargaining power between businesses and consumers. The research covered recent developments in Japanese consumer policy, laws and regulations, and compared with consumer protection laws of other countries.

研究分野：民事法

科研費の分科・細目：民事法

キーワード：

不公正取引・表示責任・契約・情報化社会・消費者・消費者法・保証責任・不当条項・高齢者

1. 研究開始当初の背景

現代の情報化社会において、通信販売、電子商取引など従来になかった取引において、さまざまな商品、情報などの無体物を含む目的物が取引され、広告、宣伝など商品に関わる情報が商品の価値を形成する重要な要素となっている。さらに、高齢者、若者など取引的弱者を特にターゲットとした事業者の巧妙な販売手法によるさまざまな取引も行われている。携帯電話など電子商取引の機器により、コンピュータの利用の経験がない情報リテラシーを欠く人も様々な取引に巻き込まれる状況も進んでいる。これらの取引においては、従来の相対取引と異なり、広告や宣伝など多くの情報が提供されつつ、商品を手にとることや、試してみることなしに、商品の取引が行われている。

2. 研究の目的

現代の情報化社会において、さまざまな取引形態によって、さまざまな商品が流通しており、情報社会において、いわゆる情報格差が拡大する傾向にある。情報化社会における取引形態として電子商取引など新たな経済行為が生み出され、広告、宣伝など商品に関わる情報が商品の価値を形成する重要な要素となっている。このような情報化社会の中で、消費者と事業者間の情報、交渉力の差に鑑み、契約締結過程(錯誤、詐欺、強迫等)に関わる法律、契約条項に関わる法律、電子商取引に関わる法などはどのようにあるべきかについて、消費者、あるいは取引的地位の格差が存在する当事者間に関わる法制度につき比較法的観点から考察することを目的とした研究を行った。

3. 研究の方法

本研究は情報社会における、取引的地位に格差が存在する当事者間における情報のフローに特に着目し、広告、宣伝など契約の準備段階において提供される情報、価格や用途を含めた商品についての情報、インターネット上の画面などにおける取引方法についての情報、品質表示、損害賠償制限条項を含む契約条項を中心として、情報提供にかかわる消費者法制についての比較法的研究を行うことを目的とする。実定法の研究を中心とするものの、訴訟制度、行政機関の役割についても総合的に考慮していくこの研究を通じて、今後消費者法制はどのように構築されていくべきであるのか、消費者政策の目的にも踏み込んだ上で、検討していくことを心がけた。

4. 研究成果

情報化社会における消費者と事業者間の情報・交渉力の格差に鑑み、広告、宣伝など契約の準備段階において提供される情報、価格や用途を含めた商品についての情報、インターネット上の画面における取引方法についての情報、品質表示、損害賠償制限条項を含む契約条項などを含む、契約締結過程に関わる法律、契約条項に関わる法律、通信販売、電子商取引に関わる法律などはどのようにあるべきかについて、比較法的観点から以下の点について考察することができた。

①本研究においては、消費者法制の背景にある消費者法政策にまで踏み込んで消費者法制の実効的なありかたについて検討するという必要性から、まず、どのような範囲の、どのようなタイプの消費者に対して、どのような保護が必要とされるのかといったことについて考慮するため、保護されるべき消費者像について検討した。

保護されるべき消費者像について考察するにあたり、現代社会における、消費者のおかれる状況に目を向けると、IT化、国際化、取引形態の多様化、流通商品の多種・多様化が進み、広告、宣伝など商品に関わる情報が商品の価値を形成する重要な要素となっており、契約当事者間では、いわゆる、情報格差が拡大する傾向にある。高齢者、若者など取引的弱者を特にターゲットとした事業者の巧妙な販売手法によるさまざまな取引も行われる。

一人の消費者であっても状況によっては「弱い愚かな消費者」、「強く賢い消費者」という二つの消費者像を併せもっており、若者、一人暮らしの高齢者など、十分な理解や判断力をもたないで契約することがある者が存在する。さらに十分に情報提供を受けたとしても、消費者は常に合理的に行動するとは限らない。このように、「生身の人間」としての消費者の特質を踏まえながら、「消費

者と事業者の構造的格差に由来する消費者法の必要性」、消費者と事業者との間で行われる取引における「自由かつ公正な市場の確保」、「安全な市場の確保」といった様々な側面から消費者像の検討を含めた消費者の保護について考察する必要性が生じている。

この研究では消費者像について「合理的に十分な情報提供を受け、合理的に注意深く慎重な者」である「平均的消費者」に加えて、ある取引方法が特定の消費者集団に向けられている場合における当該集団の平均的構成員、さらに年齢、精神的もしくは肉体的な疾病が理由で被害を受けやすい消費者集団の平均的構成員についての規定を設けたEUにおける「二〇〇五年事業者の消費者に対する不公正な取引方法に関するEC指令」に関連する裁判例および議論、二〇〇五年EC不公正取引方法指令が国内法規化された英国の「二〇〇八年不公正な取引方法からの消費者保護規則」の検討、ならびに英国における最近の法改正の状況における議論などを主な手掛かりとして消費者像につき考察を試みた。

EUにおけるハーモナイゼーションについての議論は、国境を越えての取引が行われる現代社会において事業者の経済活動を保証しつつ、消費者保護をどのように達成していくことが可能となるのかについて考察していく上で参考となった。今後消費者私法の民法典への取り込みも含めて、高齢者、若者、幼児等、あるいは、知識、経験、経済力、行動能力、理解能力などの点において「被害を受けやすい」立場にある消費者を含めた消費者像にも対応した消費者に関する法制度の設計のためには、どのような費者を基準に据え、どのような消費者像を提示し、どのような消費者類型を設定していくべきであるのかについて考慮する必要性が生じているのではないと思われる。

②契約条項についての比較法的検討を行うために、英国における不公正条項規制についての研究を行い、英国における不公正条項を判断する要件について考察した。英国の不公正条項に関する法としては、一九七七年不公正契約条項法、消費者契約における不公正条項に関する一九九三年四月五日のヨーロッパ共同体理事会の指令（以下「EC不公正条項指令」とする）が国内法規化された一九九九年消費者契約における不公正条項規則（以下、「一九九九年不公正条項規則」とする）という二つの法が存在する。

EC不公正条項指令は、「自己の営業、事業または専門的職に関する目的のために行為する者」である「売主または提供者」と「自己の営業、事業または専門職業外の目的で行為する」消費者との間に締結される消費者契

約に適用される。EC 不公正条項指令において不公正条項とは、個別交渉を経ず、「信義誠実の要請」に反して、当事者の契約上の権利・義務に「著しい不均衡」をもたらす、「消費者に不利益」をもたらす条項であるとされ、不公正とみなすことのできる条項の例示的かつ網羅的リストが付則におかれる。

英国における一九七七年不公正契約条項法は、消費者契約を含む契約における責任排除、制限条項に適用される。無効となる条項と、合理性の要件が満たされない場合に不公正条項とされる条項について定め、合理性の要件が満たされるか否かを判断するガイドラインを付則におく。一九九九年不公正条項規則は、EC 不公正条項指令とほぼ同様の規定を有し、個別に交渉されなかった契約条項は、消費者に対して不利益となり、契約当事者間の権利義務に著しい不均衡を生じさせ信義誠実の要請に反するものである場合、不公正な条項であると規定する。一九九九年不公正条項規則は一般条項に加え、不公正判断の際のガイドラインとなる不公正条項とされるリストを例示し不公正条項の判断に役立てている。この研究においては、EC 不公正条項指令が国内法規化された一九九九年不公正条項規則の不公正性を判断する要件を中心に検討した。具体的には英国の不公正条項規制が定める「信義誠実」「当事者間の契約上の権利・義務の著しい不均衡」「消費者の不利益」「中心条項の除外」「個別交渉条項の除外」「明瞭性・透明性」「作成者不利の解釈」といった一般条項に関する不公正性を判断する要件について、その意義、要件相互の関連性についての議論、判例等を取り上げて考察した。

英国の不公正条項制度の特徴として、一九七七年不公正契約条項法と一九九九年不公正条項規則という二つの主要な法律が存在すること、法制度の執行において Office of Fair Trade (公正取引庁、以下 OFT) 等の指定された団体の役割が重要性を増していること、大陸法的な信義則という概念などを含む EC 不公正条項指令を自国の法制度に取り込むためにさまざまな議論が法委員会を中心に活発になされ、上記二つの法律を統合した新しい法案についての提案がなされていることなどがあげられる。

不公正条項の一般条項に関する判断要件については、法委員会による一九七七年不公正契約条項法と一九九九年不公正条項規則を統合した新しい法案の提案などがなされた二〇〇二年の法委員会のコンサルテーション・ペーパー、二〇〇二年のコンサルテーション・ペーパーに対する団体や個人、学界、政府機関等からのコメントを踏まえた提案を含む二〇〇五年のレポート、さらに、二〇〇九年の Office of Fair Trading v Abbey

National plc. を踏まえて、一九九九年不公正条項規則の適用が除外される条項について特に検討した二〇一二年のイシュー・ペーパー、OFT の見解、主要な判例の動向等を中心に検討を行った。

日本では、消費者契約法において、一〇条に一般条項、八条に事業者の責任を制限する条項、九条に消費者が支払う損害賠償額の予定・違約金に関する個別的な不当条項規定を置くが、一〇条における不当性を適切に判断するための要件の明確化について議論を深めることや、グレイ・リストの設置等が重要課題となっている。民法(債権法)改正検討委員会が二〇〇九年にとりまとめた「債権法改正の基本方針」においてもブラック・リストまたはグレイ・リストの作成等様々な提案がなされている。

日本法においても、信義則の解釈、透明性、個別の交渉を経て採用された条項、契約の中心部分に関する条項、消費者が合理的に予測できなかった不意打ち条項といった不当性を判断する要件および要件相互の関連性などについて今後議論が深められていく必要がある。

③ 情報化社会という観点からは、LexisNexis 社出版の Doing Business In Japan において執筆を担当する Electronic Commerce and Electronic Contracts の章について、電子商取引、情報財取引についての日本の状況を紹介する論文のアップデートを行った。

④ インターネットバンキングに関しては、不正利用などにより預金等が引き出されることによって問題が生じた場合について、日本における債権の準占有者への弁済についての規定、預貯金者保護法といった法制度、全国銀行協会の自主ルールと英国、米国の状況について比較する論文を執筆した。このような事例の分析を契機に、情報技術の発展における消費者保護はどのようにあるべきかについて今後も考察していきたいと考えている。

⑤ 不法行為法分野に関しては、幼児や高齢者が犠牲となったコンニャクゼリー死亡事件についての裁判例をとりあげ、日本における不法行為責任、製造物責任、消費者庁の対応、EU における食品添加物としてのコンニャクをゼリーに使用することを規制する指令、米国における製造物責任が認められた判例、FDA (食品医薬品局) による輸入規制、そして、オーストラリアにおける法制度の状況についての比較を行い、法律と行政機関の役割、消費者法政策について考察した論文を執筆した。このような事例の分析を契機に、新規の商品を使用するより弱い立場の消費者の保護はどのように図られるべきかについて今後も考察していきたい。④、⑤の論文

は、それぞれ英国、オーストラリアの雑誌に投稿し、査読の上採用された。

⑥インターネットを利用する消費者から、クラウド環境へ移行するにつれて責任主体が不明確になりつつある。その傾向について、クラウド時代において、民事法的な救済について新たな可能性を検討する必要性について必要性的論文を執筆した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

「消費者像についての一考察(1)(2完)」
(査読無) 同志社法学 63 巻 3
号, 1459-1475 頁, 63 巻 4 号, 1869-1894 頁

How Bank Depositors Are Protected In Japan,
Hironao Kaneko, (査読有) Digital
Evidence and Electronic Signature Law
Review 8, pp. 92-106

「情報財取引-UCITA 再論-」, 金子宏直(査読
無), 松本恒雄先生還暦記念『民事法の現代
的課題』 pp. 1123-1150

「英国の不正条項規制について(1)(2完)」
川和功子(査読無) 同志社法学 63 巻 6
号 21-46 頁、64 巻 37-73 頁 (2013)

Jelly Mini-Cups Containing Konjac: Is a
Warning Enough to Protect Vulnerable
Consumers? Noriko Kawawa (査読有)
Australian Journal of Asian Law Vol. 13 No.
2 1-18 (http://ssrn.com/author=2010560)

The Japanese law on unauthorized on-line
credit card and banking transactions: are
current legal principles with respect to
unauthorized transactions adequate to
protect consumers against information
technology crimes in contemporary society?
Noriko Kawawa (査読有) Digital Evidence
and Electronic Signature Law Review
Vol.10, 73-80

金子宏直「クラウド時代の民事訴訟」法とコ
ンピュータ No.31, pp.115-123 (法とコンピュ
ータ学会 2013 (査読無)

[学会発表] (計 件)

[図書] (計 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川和 功子 (KAWAWA, Noriko)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：70295731

(2) 研究分担者

金子 宏直 (KANEKO, Hironao)
東京工業大学・社会理工学研究科・准教
授
研究者番号：00293077

(3) 連携研究者

()